

所有権移転外リース取引に係る会計と税務の取扱い [Profession Journal No. 15 (2013年4月18日)に掲載]

公認会計士 浅野 充昌

【問】

当社は、製造業を行っている3月決算法人であり、平成24年4月1日に、事務用に使用するコピー機1台をリース料総額300万円（税抜）で取得しました。このコピー機は、リース期間が5年で、企業会計上の「所有権移転外ファイナンス・リース取引」、税制上の「所有権移転外リース取引」に該当するものです。

このコピー機について、当社は、企業会計基準に則り、次のように賃貸借処理を行っていますが、税制上の取扱い等について、会計と異なる点を中心に、ご教授をお願い致します。

リース料支払時： 支払リース料 60万円 / 現金 60万円 (年1回払い・別途消費税)

【回答（要旨）】

企業会計上、所有権移転外ファイナンス・リース取引は、売買処理を行うことが原則とされています。ただし、一定の重要性のないリース取引である場合は、賃貸借処理をすることも認められており、ご質問のリース取引は、賃貸借処理が認められる取引となります。

一方、法人税法上では、所有権移転外リース取引は、売買があったものとして取り扱われます。ただし、ご質問の取引のリース資産に係る減価償却費については、結果として賃借料と金額が一致するため、申告調整は不要です。

また、消費税については、資産の譲り渡しがあった期に一括して課税仕入れを計上することとなります。ただし、所有権移転外リース取引については、国税庁の質疑応答事例「所有権移転外ファイナンス・リース取引について賃借人が賃貸借処理した場合の取扱い」において、リース料を支払った期の課税仕入れとすることも差し支えないとされています。

1 企業会計上の取扱い

企業会計上、所有権移転外ファイナンス・リース取引により取得した資産は、原則として、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととされています（リース取引に関する会計基準（以下「基準」といいます。）9）。

したがって、リース取引開始時に、リース物件及びこれに係る債務をリース資産及びリース債務として計上する必要があります。

しかし、賃借人においては、所有権移転外ファイナンス・リース取引により取得した資産であっても、次の要件のいずれかを満たす場合には、個々のリース資産に重要性が乏しいと認められ、例外的にオペレーティング・リース取引の会計処理に準じて、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができるものとされています（リース取引に関する会計基準の適用指針（以下「適用指針」といいます。）34・35）。

- ① 重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、リース料総額が当該基準額以下のリース取引
- ② リース期間が1年以内のリース取引
- ③ 企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引で、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のリース取引

上記①の要件の「重要性が乏しい減価償却資産」とは、減価償却資産のうち、企業が社内規程により消耗品費や備品費等の費用で処理することとした少額な資産であり、その基準額は、企業独自の重要性の判断により設定できますが、申告調整等を考慮して、一般的には、税法上で一括費用処理ができる金額以下とされることが多くなっています。

また、基準となる金額の判断に関しては、個々の物件単位で判断されます（適用指針34・118）。

一方、上記③の要件の「企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引」とは、コピー機やプリンターなどの事務用機器等で、資産の性質的に重要性が低いものとされており、基準となる金額の判断は、契約単位で行われます（適用指針34・117）。

ご質問の取引は、リース契約のリース料総額が300万円以下であり、また、事業内容に照らして重要性が低い事務用機器のリース取引であるため、上記③の要件に該当し、賃借人において、賃貸借処理することが認められます。

2 法人税法上の取扱い

(1) 資産の取得

法人税法においては、税制上の所有権移転外リース取引のうち「実質的に金銭の貸借と認められる」もの以外のリース取引は、賃貸人と賃借人のいずれにおいても売買があったものとして取り扱われます（法64の2①・②、法48の2⑤五、法基通7-6の2-1～7-6の2-8）。このリース取引に関しては、企業会計とは異なり、賃貸借処理を認める規定はありません。

したがって、ご質問の取引の賃借人における処理は、リース資産の取得時にリース料総

額である300万円の資産を取得したものとして（法基通7-6の2-9）、次の①の処理をすることとなります。

なお、リース期間中のリース料の支払いに関しては、未払金債務の支払いとして次の②の処理をすることとなります。

①	リース資産取得時	： 器具備品 300万円	／	未払金 300万円	（消費税略）
②	リース料支払時	： 未払金 60万円	／	現金 60万円	

（2）減価償却

① 償却方法

上記（1）の売買とされるリース取引を行った場合、取得した資産について減価償却を行うこととなりますが、償却方法に関しては、所有権移転外リース取引にはリース期間定額法しか認められていません（法令48の2①六・⑤四）。

このため、ご質問のリース取引に関しては、耐用年数を5年、残存価額をゼロとして減価償却費を計算することとなり、具体的には、次のようになります。

法人税法上	： 減価償却費 60万円	／	リース資産 60万円	
（貴社の処理	： 支払リース料 60万円	／	現金 60万円）	（消費税略）

ところで、所有権移転外リース取引により取得した資産については、圧縮記帳や特別償却等の制度の適用ができない点に留意する必要があります。ただし、取得価額が30万円未満の減価償却資産を一括して損金経理した場合は、中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を適用することができます。

② 企業会計上で賃貸借処理を行った場合の申告調整

企業会計上、賃貸借処理をしているご質問のような場合には、減価償却費として計上されている金額がないことになってしまいますが、リース資産につき賃借人が賃借料として損金経理した金額は、償却費として損金経理をした金額に含まれるものとされています（法令131の2③）。

また、「減価償却に関する明細書」の添付について、賃借料の額と償却費が一致している場合には、提出義務はないこととされています（法令63①括弧書）が、リース料の支払額が均等払いでない場合など、償却限度額に相違がある場合には申告調整が必要となるため、添付が必要となります（法基通7-6の2-9）。

ご質問のケースは、上記①で示したように、賃借料とリース期間定額法により計算される償却限度額とが一致しており、所得の金額に影響を与えないため、申告調整の必要はありません。

3 消費税法

(1) 課税仕入

消費税法においては、上記2(1)のリース取引に係る資産の課税仕入れの時期は、リース資産の引渡し等を受けた日の属する課税期間とされています(以下「一括控除」といいます。)(消法30①、消基通11-3-2)。

ご質問の取引を一括控除で考えた場合、仮払消費税を次のように処理し、コピー機(300万円)を取得した日の属する課税期間において、15万円の課税仕入れを認識することになります。

リース資産取得時	:	仮払消費税	15万円	/	未払金	15万円
リース料支払時	:	未払金	3万円	/	現金	3万円

ただし、所有権移転外リース取引については、国税庁の質疑応答事例「所有権移転外ファイナンス・リース取引について賃借人が賃貸借処理した場合の取扱い」において、賃借人が賃貸借処理をしている場合で、そのリース料について支払うべき日の属する課税期間における課税仕入れ等として消費税の申告しているときには、そのリース料について支払うべき日の属する課税期間における課税仕入れとして処理すること(以下「分割控除」といいます。)は差し支えないとしています。

このため、賃貸借処理をしているご質問の取引については、各課税期間において支払ったリース料を課税仕入れとして認識することも可能です。

この場合には、リース料(60万円)の支払いを行った日の属する課税期間において仮払消費税を次のように処理し、その期の課税仕入れを認識します。

リース料支払時	:	仮払消費税	3万円	/	現金	3万円
---------	---	-------	-----	---	----	-----

(2) 消費税法改正の影響

消費税法が一部改正され、平成26年4月1日(以下「施行日」といいます。)以降に適用される税率が5%から8%に変更されることとなりました。

上記(1)で言及した分割控除を認めている国税庁の質疑応答事例の趣旨は、「事業者の経理実務の簡便性という観点」であり、賃貸借処理を認めたわけではありません。したがって、ご質問のリース取引を分割控除で処理した場合であっても、法人税法上は売買取引となり、リース資産の引渡しは施行日前であるときは、リース期間を通して、資産の引渡し等を受けた日の属する課税期間の税率である5%を適用することになると考えます。